○農林水産省告示第四百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年三月九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町大字南野牧字切岩九九九五の三（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第四百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年三月九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　山形県北村山郡大石田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山形県庁及び大石田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　滋賀県甲賀市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

甲賀市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町東市場字岡城山一〇九四の三一（国有林）、一〇九四の一から一〇九四の二九まで、一〇九四の三六、一〇九四の三八から一〇九四の五九まで、一〇九四の六一から一〇九四の八二まで、一宮町須行名字一ノ谷ノ南九二三、字サンザコ九二五の一から九二五の五まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県長野市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○特許庁告示第二号

特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第二条の三第一号の規定に基づき、平成二十七年特許庁告示第九号（特許法等関係手数料令第二条の三第一号に規定する特許庁長官の定める比率を定める件）を次のように改正する。

平成三十年三月九日

特許庁長官　宗像　直子

特許法等関係手数料令第二条の三第一号に規定する特許庁長官の定める比率は、スイス・フランの電信買相場として次の各号に掲げる者が当該各号に定める期間において公表する比率であって、日本国が受領したときにおいて適用されるものとする。

一　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行　平成二十七年五月十三日から平成二十九年三月三十一日まで

二　株式会社三井住友銀行　平成二十九年四月一日以後

○国土交通省告示第四百二十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月九日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	道路の区域	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
山梨県中巨摩郡昭和町西条字馬篭二七七一番から同県中巨摩郡昭和町西条新田字北河原六九七番二まで			前	最大　四五九 最小　三七一	三七
			後	最大　四五七 最小　三七一	